

食安発 0326 第 1 号
平成 27 年 3 月 26 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 137 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬イマザピック、農薬イマザピル、農薬エトフェンブロックス、農薬カスガマイシン、動物用医薬品ジクラズリル、農薬ジフルフェニカン、農薬トリフルミゾール、農薬ピラゾスルフロンエチル、農薬フルフェノクスロン、農薬ミルベメクチン、農薬メトコナゾール、農薬及び動物用医薬品ルフェヌロン及び農薬レピメクチンについて、食品中の残留基準を設定したこと(別紙参照)。

第 2 施行・適用期日

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができる。

農薬等	食品
イマザピル	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）及び魚介類（甲殻類に限る。）
エトフェンプロックス	そば、その他の穀類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、こんにゃくいも、その他のいも類、西洋わさび、クレソン、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、にら、アスパラガス、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、その他のなす科野菜、かぼちゃ、しろうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟いんげん、なつみかんの果実全体、マルメロ、びわ、ネクタリン、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、ぎんなん、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブ
カスガマイシン	らっかせい、かぶ類の根、かぶ類の葉、クレソン、きょうな、カリフラワー、しゅんぎく、その他のきく科野菜、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、かぼちゃ、その他のうり科野菜、しょうが、その他の野菜及びその他のハーブ
ジフルフェニカン	とうもろこし、そば、その他の野菜、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
トリフルミズール	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きよ

	うな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ピラゾスルフロンエチル	米
フルフェノクスロン	きゅうり及びなつみかんの果実全体
レピメクチン	なつみかんの果実全体

第3 運用上の注意

- 1 羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）に設定されているジクラズリルの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸

棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定する。

- 2 あひる、七面鳥及びその他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）に設定されているジクラズリルの基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として基準値を設定する。
- 3 これまでトリフルミゾールとは、トリフルミゾール及びトリフルミゾールの代謝物である4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-*o*-トルイジン¹をトリフルミゾール含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び FM-6-1 [(*E*)-4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-*o*-トルイジン] をトリフルミゾールに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下で FA-1-1 [4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-*o*-トルイジン] に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはトリフルミゾールをいう。
- 4 今回基準値を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチン A 3 [(10*E*, 14*E*, 16*E*, 22*Z*)-(1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*R*, 6'*R*, 8*R*, 13*R*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-21, 24-dihydroxy-5', 6', 11, 13, 22-pentamethyl-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-2-one] 及びミルベメクチン A 4 [(10*E*, 14*E*, 16*E*, 22*Z*)-(1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*R*, 6'*R*, 8*R*, 13*R*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-6'-ethyl-21, 24-dihydroxy-5', 11, 13, 22-tetramethyl-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-2-one] の和をいう。
- 5 今回基準値を設定するメトコナゾールとは、メトコナゾール (*cis* 体) 及びメトコナゾール (*trans* 体) の和をいう。
- 6 今回基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチン A 3 [(10*E*, 14*E*, 16*E*)-(1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*R*, 6'*R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-21, 24-dihydroxy-5', 6', 11, 13, 22-pentamethyl-2-oxo-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-12-yl(*Z*)-2-methoxyimino-2-phenylacetate] 及びレピメクチン A 4 [(10*E*, 14*E*, 16*E*)-(1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*R*, 6'*R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*)-6'-ethyl-21, 24-dihydroxy-5', 11, 13, 22-tetramethyl-2-oxo-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-12-yl(*Z*)-2-

methoxyimino-2-phenylacetate】の和をいう。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬エトフェンプロックス、農薬トリフルミゾール、農薬フルフェノクスロン、農薬ミルベメクチン及び農薬レピメクチンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

なお、農薬イマザピック、農薬イマザピル、農薬エトフェンプロックス、農薬カスガマイシン、農薬フルフェノクスロン及び農薬レピメクチンに係る試験法については、後日通知することとしていること。

別紙

イマザピック(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.01	
大豆	○ 0.5	
らっかせい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 1	0.1
豚の肝臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	0.1
牛の腎臓	○ 1	1
豚の腎臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	1
牛の食用部分	○ 1	0.1
豚の食用部分	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.1
乳	○ 0.1	0.05
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	

イマザピル(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05

イマザピル(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 5	
小豆類	○ 0.3	
ひまわりの種子	○ 0.08	
なたね	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.2	0.1
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.05	0.1
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	1
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	1
魚介類(貝類に限る。)	●	0.1
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.1

エトフェンプロックス(殺虫剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
小麦	○ 0.5	0.5
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	○ 0.5	0.5
とうもろこし	○ 0.5	0.5
そば	●	0.5
その他の穀類	●	0.5
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類	○ 0.2	0.2
えんどう	● 0.05	0.1
そら豆	● 0.05	0.1
らっかせい	● 0.05	0.1
その他の豆類	● 0.05	0.1
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.1	0.1
かんしょ	○ 0.1	0.1
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.1	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	○ 0.5	0.5
さとうきび	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 2	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 10	10
かぶ類の根	○ 2	2
かぶ類の葉	○ 10	10
西洋わさび	●	0.5
クレソン	●	2
はくさい	○ 5	5
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	●	2
こまつな	●	2
きょうな	●	2
チンゲンサイ	●	2
カリフラワー	●	2
ブロッコリー	●	2
その他のあぶらな科野菜	● 1	2
ごぼう	●	0.5
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	●	2
しゅんぎく	●	2

エトフェンプロックス(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	2
その他のきく科野菜	○ 2	2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にら	●	2
アスパラガス	●	2
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜	●	2
にんじん	●	0.5
パースニップ	●	0.5
パセリ	●	2
セロリ	●	2
みつば	○ 5	2
その他のせり科野菜	○ 2	2
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 5	5
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	● 2	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	● 1	2
しろうり	●	2
すいか	○ 2	2
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 2	2
その他のうり科野菜	● 1	2
ほうれんそう	●	2
たけのこ	●	0.5
オクラ	● 3	5
しょうが	○ 2	2
未成熟えんどう	○ 2	2
未成熟いんげん	● 2	5
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 5	5
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	● 3	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	●	2

エトフェンプロックス(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
びわ	●	1
もも	○ 2	2
ネクタリン	● 0.6	2
ぶどう	○ 4	
かき	○ 2	2
バナナ	●	2
キウイー	●	0.2
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	○ 5	2
パッションフルーツ	●	2
なたね	○ 0.01	
ぎんなん	●	0.1
くり	○ 2	2
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
茶	○ 10	10
その他のスパイス	○ 20	5
その他のハーブ	● 0.7	5
牛の筋肉	○ 0.5	0.5
豚の筋肉	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.5
牛の脂肪	○ 7	7
豚の脂肪	○ 7	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 7	7
牛の肝臓	○ 0.5	0.5
豚の肝臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.5
牛の腎臓	○ 0.5	0.5
豚の腎臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.5
牛の食用部分	○ 0.5	0.5
豚の食用部分	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.5
乳	○ 0.5	0.5
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01

エトフェンプロックス(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.5	0.5
その他の家きんの脂肪	○ 0.5	0.5
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.1	0.1
その他の家きんの卵	○ 0.1	0.1
魚介類	○ 0.8	0.8
干しぶどう	○ 8	

カスガイシン(殺菌剤/抗生物質)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.04
大豆	○ 0.04	0.04
小豆類	○ 0.2	0.04
えんどう	○ 0.04	0.04
そら豆	○ 0.04	0.04
らっかせい	●	0.04
その他の豆類	○ 0.04	0.04
ばれいしょ	○ 0.2	0.04
てんさい	○ 0.2	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.2	0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.2	0.04
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	○ 0.2	0.04
キャベツ	○ 0.2	0.04
芽キャベツ	○ 0.2	0.05
きょうな	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	○ 0.2	0.04
その他のあぶらな科野菜	○ 0.2	0.04
ごぼう	○ 0.2	0.04
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.2	0.04

カスガマイシン(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	○ 0.2	0.04
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.04
にんにく	○ 0.2	0.04
にんじん	○ 0.2	0.04
セロリ	●	0.04
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	○ 0.2	0.03
ピーマン	○ 0.2	0.04
なす	○ 0.1	
その他のなす科野菜	○ 0.2	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.05
すいか	○ 0.2	0.05
メロン類果実	○ 0.2	0.04
その他のうり科野菜	●	0.05
オクラ	○ 0.2	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	○ 0.04	
未成熟いんげん	○ 0.04	
えだまめ	○ 0.04	
その他の野菜	● 0.04	0.05
みかん	○ 0.2	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.05
レモン	○ 0.2	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.05
グレープフルーツ	○ 0.2	0.05
ライム	○ 0.2	0.05
その他のかんきつ類果実	○ 0.2	0.05
りんご	○ 0.2	
日本なし	○ 0.2	0.04
西洋なし	○ 0.2	0.04
マルメロ	○ 0.2	
びわ	○ 0.2	0.04
もも	○ 0.2	0.04
うめ	○ 0.2	0.04
キウイー	○ 0.2	0.04
その他の果実	○ 0.2	0.05
くるみ	○ 0.04	
茶	○ 0.2	0.04
その他のスパイス	○ 0.2	0.05
その他のハーブ	●	0.05

ジクラズリル(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.05	
羊の筋肉		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(羊を除く。)		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	
牛の脂肪	○ 1	
羊の脂肪		1.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪(羊を除く。)		1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 1	
牛の肝臓	○ 0.2	
羊の肝臓		3.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓(羊を除く。)		3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 3	
牛の腎臓	○ 0.2	
羊の腎臓		2.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓(羊を除く。)		2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	
牛の食用部分	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	2
鶏の筋肉	○ 0.5	0.5
あひるの筋肉		0.5
七面鳥の筋肉		0.5
その他の家きんの筋肉(あひる及び七面鳥を除く。)		0.5
その他の家きんの筋肉	○ 0.5	
鶏の脂肪	○ 1	1.0
あひるの脂肪		1.0
七面鳥の脂肪		1.0
その他の家きんの脂肪(あひる及び七面鳥を除く。)		1
その他の家きんの脂肪	○ 1	
鶏の肝臓	○ 3	3.0
あひるの肝臓		3.0
七面鳥の肝臓		3.0
その他の家きんの肝臓(あひる及び七面鳥を除く。)		3
その他の家きんの肝臓	○ 3	
鶏の腎臓	○ 2	2.0
あひるの腎臓		2.0
七面鳥の腎臓		2.0
その他の家きんの腎臓(あひる及び七面鳥を除く。)		2
その他の家きんの腎臓	○ 2	
鶏の食用部分	○ 3	1
その他の家きんの食用部分	○ 3	2

ジフルフェニカン(除草剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	0.002
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.1	0.1
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	○ 0.05	0.05
らっかせい	○	0.002
その他の豆類	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○	0.002
さといも類(やつがしらを含む。)	○	0.002
かんしょ	○	0.002
やまいも(長いもをいう。)	○	0.002
こんにやくいも	○	0.002
その他のいも類	○	0.002
てんさい	○	0.002
さとうきび	○	0.002
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○	0.002
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○	0.002
かぶ類の根	○	0.002
かぶ類の葉	○	0.002
西洋わさび	○	0.002
クレソン	○	0.002
はくさい	○	0.002
キャベツ	○	0.002
芽キャベツ	○	0.002
ケール	○	0.002
こまつな	○	0.002
きょうな	○	0.002
チンゲンサイ	○	0.002
カリフラワー	○	0.002
ブロッコリー	○	0.002
その他のあぶらな科野菜	○	0.002
ごぼう	○	0.002
サルシフィー	○	0.002
アーティチョーク	○	0.002
チコリ	○	0.002
エンダイブ	○	0.002
しゅんぎく	○	0.002

ジフルフェニカン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○	0.002
その他のきく科野菜	○	0.002
たまねぎ	○	0.002
ねぎ(リーキを含む。)	○	0.002
にんにく	○	0.002
にら	○	0.002
アスパラガス	○	0.002
わけぎ	○	0.002
その他のゆり科野菜	○	0.002
にんじん	○	0.002
パースニップ	○	0.002
パセリ	○	0.002
セロリ	○	0.002
みつば	○	0.002
その他のせり科野菜	○	0.002
トマト	○	0.002
ピーマン	○	0.002
なす	○	0.002
その他のなす科野菜	○	0.002
きゅうり(ガーキンを含む。)	○	0.002
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○	0.002
しろり	○	0.002
すいか	○	0.002
メロン類果実	○	0.002
まくわうり	○	0.002
その他のうり科野菜	○	0.002
ほうれんそう	○	0.002
たけのこ	○	0.002
オクラ	○	0.002
しょうが	○	0.002
未成熟えんどう	○	0.05
未成熟いんげん	○	0.002
えだまめ	○	0.002
マッシュルーム	○	0.002
しいたけ	○	0.002
その他のきのこ類	○	0.002
その他の野菜	●	0.05
みかん	○	0.02
なつみかんの果実全体	○	0.02
レモン	○	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○	0.02
グレープフルーツ	○	0.02
ライム	○	0.02

ジフルフェニカン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のかんきつ類果実	○ 0.02	0.02
りんご	○ 0.02	0.02
日本なし	○ 0.02	0.02
西洋なし	○ 0.02	0.02
マルメロ	○ 0.02	0.02
びわ	○	0.002
もも	○ 0.02	0.02
ネクタリン	○ 0.02	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.02	0.02
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.02	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.02	0.02
いちご	○	0.002
ラズベリー	○	0.002
ブラックベリー	○	0.002
ブルーベリー	○	0.002
クランベリー	○	0.002
ハックルベリー	○	0.002
その他のベリー類果実	○	0.002
ぶどう	○	0.002
かき	○	0.002
バナナ	○	0.002
キウイ	○	0.002
アボカド	○	0.002
パイナップル	○	0.002
グアバ	○	0.002
マンゴー	○	0.002
パッションフルーツ	○	0.002
なつめやし	○	0.002
その他の果実	○ 0.02	0.02
ひまわりの種子	○	0.002
ごまの種子	○	0.002
べにばなの種子	○	0.002
綿実	○	0.002
なたね	○	0.002
その他のオイルシード	○	0.002
ぎんなん	○	0.002
くり	○	0.002
ペカン	○	0.002
アーモンド	○	0.002
くるみ	○	0.002
その他のナッツ類	○	0.002
茶	○	0.002

ジフルフェニカン(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
コーヒー豆	○	0.002
カカオ豆	○	0.002
ホップ	○	0.002
その他のスパイス	●	0.05
その他のハーブ	●	0.05
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.01
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01
牛の肝臓	●	0.1
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	●	0.1
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分	●	0.1
豚の食用部分	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.1
乳	○	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きんの筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02

トリフルミゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	● 0.7	1.0
大麦	● 0.7	1.0
ライ麦	● 0.7	1.0

トリフルミゾール(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	● 0.5	1.0
そば	●	1.0
その他の穀類	● 0.7	1.0
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05
こんにゃくいも	○ 1	1.0
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	1.0
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	1.0
かぶ類の根	●	1.0
かぶ類の葉	●	1.0
西洋わさび	●	1.0
クレソン	●	1.0
はくさい	●	1.0
キャベツ	●	1.0
芽キャベツ	●	1.0
ケール	●	1.0
こまつな	●	1.0
きょうな	●	1.0
チンゲンサイ	●	1.0
カリフラワー	●	1.0
ブロッコリー	●	1.0
その他のあぶらな科野菜	●	1.0
ごぼう	● 0.3	1.0
サルシフィー	●	1.0
アーティチョーク	●	1.0
チコリ	●	1.0
エンダイブ	●	1.0
しゅんぎく	●	1.0
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	1.0
その他のきく科野菜	● 0.5	1.0
たまねぎ	● 0.2	1.0
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.5	1.0

トリフルミゾール(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にんにく	● 0.3	1.0
にら	● 3	5.0
アスパラガス	● 0.5	1.0
わけぎ	●	1.0
その他のゆり科野菜	● 2	5.0
にんじん	● 0.5	1.0
パースニップ	●	1.0
パセリ	○ 1	1.0
セロリ	●	1.0
みつば	●	1.0
その他のせり科野菜	●	1.0
トマト	○ 2	2.0
ピーマン	● 3	5.0
なす	○ 1	1.0
その他のなす科野菜	○ 1	1.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.7	1.0
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	● 0.5	1.0
しろうり	● 0.3	1.0
すいか	● 0.2	2.0
メロン類果実	● 0.3	2.0
まくわうり	●	2.0
その他のうり科野菜	○ 1	1.0
ほうれんそう	●	1.0
たけのこ	●	1.0
オクラ	● 0.5	1.0
しょうが	● 0.5	1.0
未成熟えんどう	○ 5	5.0
未成熟いんげん	●	1.0
えだまめ	●	1.0
マッシュルーム	●	1.0
しいたけ	●	1.0
その他のきのこ類	●	1.0
その他の野菜	●	1.0
みかん	●	2.0
なつみかんの果実全体	●	2.0
レモン	●	2.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	2.0
グレープフルーツ	●	2.0
ライム	●	2.0
その他のかんきつ類果実	●	2.0
りんご	● 0.7	2.0
日本なし	● 1	2.0
西洋なし	● 1	2.0

トリフルミゾール(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マルメロ	○ 2	2.0
びわ	●	2.0
もも	● 0.7	2.0
ネクタリン	●	2.0
あんず(アプリコットを含む。)	●	2.0
すもも(プルーンを含む。)	● 1	2.0
うめ	● 1	2.0
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3.0
いちご	● 1	2.0
ラズベリー	●	2.0
ブラックベリー	●	2.0
ブルーベリー	●	2.0
クランベリー	●	2.0
ハックルベリー	●	2.0
その他のベリー類果実	●	2.0
ぶどう	○ 2	2.0
かき	● 1	2.0
バナナ	●	2.0
キウイ	●	2.0
パパイヤ	● 1	2.0
アボカド	●	2.0
パイナップル	○ 2	2.0
グアバ	●	2.0
マンゴー	● 0.7	2.0
パッションフルーツ	●	2.0
なつめやし	●	2.0
その他の果実	● 0.7	2.0
ひまわりの種子	●	2.0
ごまの種子	●	2.0
べにばなの種子	●	2.0
綿実	●	2.0
なたね	●	2.0
その他のオイルシード	●	2.0
ぎんなん	●	2.0
くり	●	2.0
ペカン	●	2.0
アーモンド	●	2.0
くるみ	●	2.0
その他のナッツ類	●	2.0
茶	○ 15	15
コーヒー豆	●	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	○ 8	0.05

トリフルミゾール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス	●	2
その他のハーブ	● 0.5	5
牛の筋肉	● 0.03	0.05
豚の筋肉	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.03	0.05
牛の脂肪	● 0.03	0.5
豚の脂肪	● 0.03	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.03	0.5
牛の肝臓	● 0.1	0.5
豚の肝臓	● 0.1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	0.5
牛の腎臓	● 0.1	0.5
豚の腎臓	● 0.1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.1	0.5
牛の食用部分	● 0.1	0.5
豚の食用部分	● 0.1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.1	0.5
乳	● 0.02	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	●	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	●	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05
魚介類	○ 0.3	

ピラゾスルフロンエチル(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.05	0.1

フルフェノクスロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類	○ 0.05	0.05
そら豆	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
西洋わさび	○ 0.2	0.2
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 5	5
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 5	5
しゅんぎく	○ 10	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 10	10
その他のきく科野菜	○ 2	2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 10	10
アスパラガス	○ 0.5	0.5
わけぎ	○ 10	10
にんじん	○ 0.2	0.2
パセリ	○ 10	10
セロリ	○ 10	10
みつば	○ 10	10
その他のせり科野菜	○ 10	10
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 3	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.5	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.2
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.02	0.02
その他のうり科野菜	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	○ 10	10
未成熟えんどう	○ 1	1
未成熟いんげん	○ 1	1
えだまめ	○ 5	5

フルフェノクスロン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のきのこ類	○ 0.1	0.1
その他の野菜	○ 10	10
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.7	0.7
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.7	
マンゴー	○ 1	
綿実	○ 0.03	0.03
茶	○ 15	15
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 10	10
魚介類	○ 2	2

ミルベメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類	○ 0.2	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜	○ 2	2
アスパラガス	○ 0.3	0.3
パセリ	○ 0.7	0.7
セロリ	○ 0.5	0.5
みつば	○ 1	1

ミルベメクチン(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のせり科野菜	○ 1	1
トマト	○ 0.2	0.2
ピーマン	○ 0.2	0.2
なす	○ 0.2	0.2
その他のなす科野菜	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
その他のうり科野菜	○ 0.1	0.1
未成熟えんどう	○ 0.3	0.3
未成熟いんげん	○ 0.3	0.3
えだまめ	○ 0.2	0.2
その他の野菜	○ 3	3
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.2	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.2
グレープフルーツ	○ 0.2	0.2
ライム	○ 0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	○ 0.2	0.2
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.2	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.05	0.05
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.3	0.3
いちご	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 0.2	0.2
パパイヤ	○ 0.1	0.1
アボカド	○ 0.02	0.02
その他の果実	○ 0.2	0.2
茶	○ 1	0.7
ホップ	○ 0.1	0.1
その他のスパイス	○ 0.7	0.7
その他のハーブ	○ 5	5

メトコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
小麦	○ 1	1
大麦	○ 5	5
ライ麦	○ 5	5
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 5	5
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類	○ 0.2	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.2	
らっかせい	○ 0.04	0.04
その他の豆類	○ 0.2	
ばれいしょ	○ 0.04	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.04	
かんしょ	○ 0.04	
やまいも（長いものをいう。）	○ 0.04	
その他のいも類	○ 0.04	
てんさい	○ 0.07	0.07
しょうが	○ 0.04	
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 0.2	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.2	0.2
ブルーベリー	○ 0.4	
クランベリー	○ 0.4	
ハックルベリー	○ 0.4	
その他のベリー類果実	○ 0.4	
バナナ	○ 0.1	0.1
マンゴー	○ 0.5	0.5
ごまの種子	○ 0.08	
なたね	○ 0.08	0.04
その他のオイルシード	○ 0.08	
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 0.04	0.04

メトコナゾール (つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス	○ 3	3

ルフェヌロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
どうもろこし	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 3	3
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.7	0.7
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 2	2
チンゲンサイ	○ 5	5
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 5	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 10	10
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
わけぎ	○ 1	1
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.02	0.02
メロン類果実	○ 0.02	0.02
えだまめ	○ 3	3
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.7	0.7
日本なし	○ 0.5	0.5

ルフエヌロン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
西洋なし	○ 0.5	0.5
いちご	○ 1	1
ぶどう	○ 1	1
茶	○ 10	10
その他のスパイス	○ 3	3
その他のハーブ	○ 5	5
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.3	0.3
豚の脂肪	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.3	0.3
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.2
鶏の肝臓	○ 0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	0.03
鶏の卵	○ 0.3	0.3
その他の家きんの卵	○ 0.3	0.3
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 1	

レピメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.01	0.01

レピメクチン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	
かんしょ	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	○ 0.5	
はくさい	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.05	0.05
ケール	○ 1	1
こまつな	○ 1	1
きょうな	○ 0.3	0.3
チンゲンサイ	○ 1	1
カリフラワー	○ 0.2	0.2
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜	○ 1	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 1	1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	0.01
トマト	○ 0.3	0.3
ピーマン	○ 0.1	0.1
なす	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	
メロン類果実	○ 0.01	0.01
ほうれんそう	○ 2	2
えだまめ	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.01	0.01
なつみかんの果実全体	● 0.03	0.1
レモン	○ 0.1	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	○ 0.1	0.1
ライム	○ 0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	○ 0.1	0.1
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.01	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 0.3	0.3
茶	○ 0.3	0.3
その他のスパイス	○ 0.3	0.3
その他のハーブ	○ 1	1
魚介類	○ 0.02	0.02

脚注

※○:平成27年3月26日施行

●:平成27年9月26日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、カスガマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

・羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)に設定されているジクラズリルの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定する。

・あひる、七面鳥及びその他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)に設定されているジクラズリルの基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として基準値を設定する。

・これまでトリフルミゾールとは、トリフルミゾール及びトリフルミゾールの代謝物である4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)- α -トールイジン α をトリフルミゾール含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び FM-6-1【(E)-4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)- α -トールイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下で FA-1-1【4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ- α -トールイジン】に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはトリフルミゾールをいう。

・今回基準値を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチン A3【(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S)-21, 24-dihydroxy-5', 6', 11, 13, 22-pentamethyl-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-2-one】及びミルベメクチン A4【(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S)-6'-ethyl-21, 24-dihydroxy-5', 11, 13, 22-tetramethyl-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-2-one】の和をいう。

・今回基準値を設定するメコナゾールとは、メコナゾール(cis体)及びメコナゾール(trans体)の和をいう。

・今回基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチンA3【(10*E*, 14*E*, 16*E*) – (1*R*, 4*S*, 5' *S*, 6*R*, 6' *R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*) – 21, 24-dihydroxy-5', 6', 11, 13, 22-pentamethyl-2-oxo-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-12-yl(*Z*) – 2-methoxyimino-2-phenylacetate】及びレピメクチンA4【(10*E*, 14*E*, 16*E*) – (1*R*, 4*S*, 5' *S*, 6*R*, 6' *R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*) – 6'-ethyl-21, 24-dihydroxy-5', 11, 13, 22-tetramethyl-2-oxo-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}]pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-12-yl(*Z*) – 2-methoxyimino-2-phenylacetate】の和をいう。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。